

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月12日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第18号

瀬戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市国民健康保険条例施行規則（昭和36年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (瀬戸市国民健康保険等に関する規則の廃止) 2 <省略> <u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金申請及び支給期間)</u> 3 <u>世帯主は、条例附則第5条の規定による傷病手当金の支給を受けようとするときは、傷病手当金支給申請書に被保険者の受診状況等を記載した書類及び療養のため労務に服することができない事実を証する書類を添付し、市長に提出しなければならない。</u> 4 <u>傷病手当金の支給期間は、令和2年1月1日から同年9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間とする。ただし、入院が継続する場合等は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u>	附 則 (瀬戸市国民健康保険等に関する規則の廃止) 2 <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。